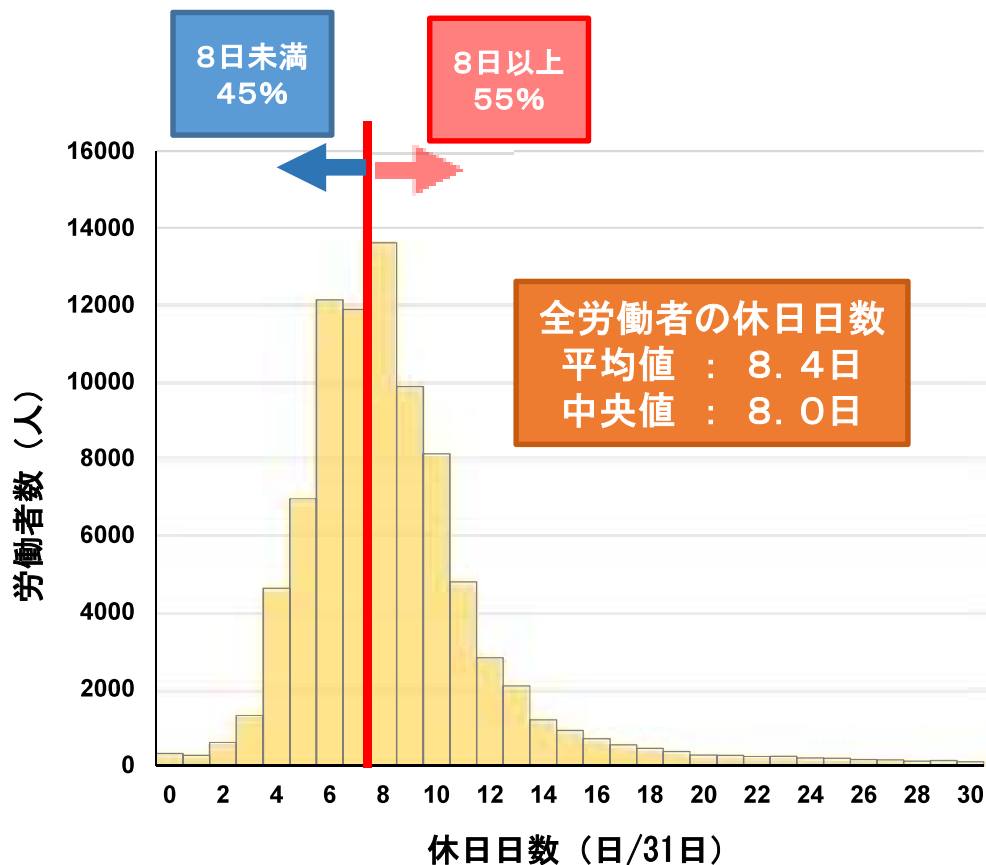


労務費調査の対象労働者の休日の取得状況

○ 令和元年10月の労務費調査によると、**建設技能労働者の休日の状況は平均で8.4日(中央値:8.0日)、10月に8日以上**の休暇を取れてない技能労働者は**45%**

⇒ **週休2日工事の拡充・強化、適切な工期設定等を通じて、建設業における働き方改革を推進することが必要**



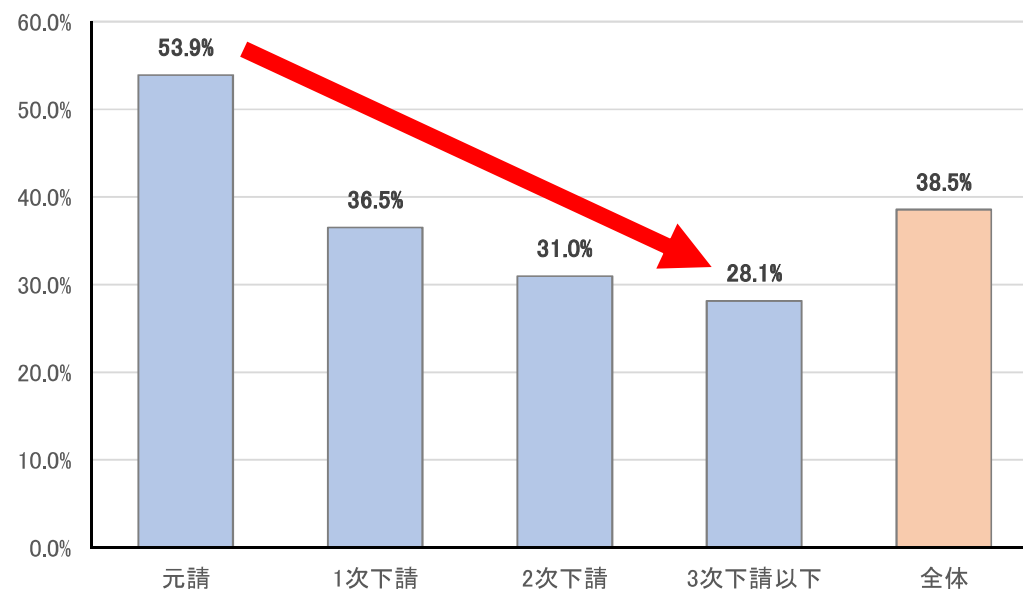
注) 休日日数は、31日から「所定内労働」、「有給休暇」、「休日労働」の日数を引いた値を算出

労務費調査の対象労働者の年間有給休暇の取得状況

○ 令和元年10月の労務費調査によると、**有給休暇の取得義務の対象となる労働者<sup>※1</sup>の中で、義務化分の有給休暇を取得している技能労働者の割合は、全体で4割程度**であり、**下請次数が高くなるほど少なくなる傾向**

⇒ **残りの6割の技能労働者は有給休暇の取得が徹底されていない恐れがある**

- ・年間5日の有給休暇が取得されていない
- ・年間有給休暇の取得が管理されていない
- ・企業が有給休暇制度を設けていない など



※1 10日以上の有給休暇が付与された労働者のみ